

別紙：暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物*に係る食品健康影響評価の考え方について（案）

判断基準

評価区分

優先物質（アレスリン、スルファチアゾール）
以外の物質

No

実施手順に基づく通常どおりの
評価を実施

Yes

評価スキーム

国際機関等でADI等
が設定されており、
推定摂取量が当該
ADI等の範囲内
(⇒現行のリスク
管理が妥当と判断
できる)

No

遺伝毒性発がん物質
を否定可能

No

遺伝毒性発がん性物質である
ことが否定できない。なお、既に不検出として管理
されている場合、当該成分
の食品健康影響は無視でき
る程度。

Yes

提出資料等により
NOAEL等が確認可能

No

食品健康影響評価を実施する
ことができない。

Yes

推定摂取量と当該
NOAEL等を比較し
十分な余裕がある
(⇒現行のリスク管
理が妥当と判断で
きる)

No

通常どおりの評価を実施

Yes

Yes

現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品及び飼料添加物として使用される限りにおいて、当該成分の食品健康影響は無視できる程度。

*: 農薬として使用される成分等を除く。